

# IASB の動向 (2011年11月～2012年1月)

研究員 おかもと たけひろ  
岡本 健寛

## I. 基準等の公表

### 1. SME 導入グループが中小企業向け IFRS に関する Q&A 形式による 2 つの最終指針を公表 (2011 年 12 月 7 日)

国際会計基準審議会 (IASB) を支援する SME 導入グループは、中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS) について、Q&A 形式による以下の 2 つの最終指針を公表した。

- Q&A 2011/02「公的説明責任 (public accountability) を通常有する企業」
- Q&A 2011/03「中小企業向け IFRS の適用における『公開市場で取引されている』の解釈」

これらの 2 つの Q&A は、企業に公的説明責任があるかどうか、すなわち当該企業が中小企業向け IFRS のセクション 1 における適用範囲の要求事項に合致するかどうかを、企業が評価するのに役立つ指針を含んでいる。

これら Q&A は、2011 年 4 月に SME 導入グループが公表した 3 つの Q&A 案に対して寄せられた意見を反映し、最終化したものである。

なお、SME 導入グループにより公表された Q&A は、中小企業向け IFRS の適用に際しての非強制的な指針である。特定の会計上の問題

についての企業の検討に役に立つことを目的としたものであり、フルバージョン (通常) の IFRS の適用方法の修正を意図したものではない。

### 2. IASB と FASB が共通の相殺に関する開示要求を公表 (2011 年 12 月 16 日)

IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は投資家や他の財務諸表利用者が、金融商品の相殺に関する取引が企業の財政状態に及ぼす影響 (又は潜在的な影響) をよりよく評価できるようにするための共通の開示を求める基準を公表した。

金融商品の相殺に関する適格要件について、現行の IFRS と米国会計基準 (US GAAP) との間には差異が存在している。IFRS と異なり、US GAAP では、相手方の債務不履行又は破産の場合にのみ行使可能で、同一の相手方との間で法的に強制可能な、同一の相手方との間で行うネットティング契約のもとでのデリバティブに関して、貸借対照表上において純額で表示する選択肢を認めている。

IASB と FASB は、このような差異に対処するために、2011 年 1 月に新たな相殺要件を提案する公開草案を公表していたが、それぞれの利害関係者からのフィードバックに対応し、両審議会はそれぞれの現行の相殺要件を維持する

ことを決定し、代わりに、投資家が IFRS と US GAAP に従って作成された財務諸表をよりよく比較できるように、新たな開示を求める基準を公表した。

新たな開示の要求は、差入担保（又は受入担保）に関する開示なども含め、会社の信用リスクの管理方法に関する報告の透明性を高めるものである。

この新たな開示の要求（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正）は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度及びその期中報告期間から適用される。適用に際しては、比較期間について遡及的に適用する必要がある。

### 3. IASB が金融商品の相殺要件に関する要求事項を明確化（2011 年 12 月 16 日）

IASB は、金融商品の相殺要件に関する要求事項を明確化する「金融資産と金融負債の相殺」（IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正）を公表した。この修正は、IAS 第 32 号の相殺要件の適用における現行実務の不統一に対処するものであり、相殺に関する開示の要求と異なり、IASB 単独で公表されている。

この修正は、IAS 第 32 号の相殺要件について、次のような点を明確化している。

- 「法的に強制可能な相殺の権利を現在有している」の意味
- 一部の総額決済システムは、純額決済と同等とみなせる場合があること

この修正は、2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、遡及適用が要求される。

### 4. IASB が IFRS 第 9 号の強制発効日を 2015 年に延期（2011 年 12 月 16 日）

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」（2009 年 11 月公表、2010 年 10 月修正）の強制発効日を、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度か

ら 2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に延期する修正を公表した。

この延期により、金融商品に関するプロジェクトのすべてのフェーズの強制発効日を同じに定めることが可能となる。

また、この修正では、IFRS 第 9 号の適用の影響について、比較財務諸表を修正再表示する要求に対する救済措置も設けている（当初、この救済措置は、IFRS 第 9 号を 2012 年 1 月 1 日より前に開始する報告期間に適用することを選択した企業だけが利用可能であった）。さらに、今回の修正では、企業の適用開始日と企業が比較期間の修正再表示を選択するかどうかに基づき、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行が金融商品の分類及び測定に与える影響を投資家が理解するのに役立つための追加の経過的な開示の提供が許容又は要求される。

なお、IFRS 第 9 号の早期適用は引き続き認められている。

## II. 公開草案等の公表

### 1. IASB と FASB が収益認識に関する改訂公開草案を公表（2011 年 11 月 14 日）

IASB と FASB は、顧客との契約から生じる収益（及び関連する一部のコスト）に関する IFRS と US GAAP の財務報告の要求事項を改善し、コンバージェンスを図るための改訂公開草案を公表した。

両審議会は、収益に関する財務報告がすべての企業にとって重要であることや、最終基準から意図せざる結果が生じることを避けることを目的に、提案を再公開することを決定した。

改訂公開草案は、IFRS と US GAAP を次により改善することとなる。

- 収益認識の論点に対処するためのより堅牢なフレームワークの提供

- 現行の要求事項の不整合の排除
- 企業間、業種間及び資本市場間の比較可能性の改善
- 開示要求の改善による、財務諸表利用者へのより有用な情報の提供
- 会計処理のガイダンスの簡素化による財務諸表の作成の簡易化

この改訂公開草案における収益認識に関するコア原則は、2010年に公表された当初の公開草案と基本的に同じである。企業は、顧客との契約から生じる収益を、約束した財又はサービスを顧客に移転する時に認識する。認識する収益の金額は、移転する財又はサービスと交換に顧客が約束した対価の金額となる。しかし、2010年に公表した当初の公開草案に対する1,000通近くのコメントレター及び広範なアウトリーチ活動から受け取ったフィードバックに対応して、両審議会は当初の提案をさらに精緻化しており、主に、次のような修正を行っている。

- 財又はサービスが一定の期間にわたって移転される場合の判定方法に関するガイダンスの追加
- 製品保証に関する提案の簡素化
- 企業が取引価格を算定する方法（回収可能性、貨幣の時間価値、変動性のある対価などを含む）の簡素化
- 不利テストの適用範囲の修正（長期サービスのみ適用）
- 契約（1年以内の場合）の獲得コストを費用として認識することを企業に認めるとする実務上の便宜を追加

改訂公開草案が採用された場合、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」及び関連する解釈指針と置き換わることとなる。

改訂公開草案のコメント期間は2012年3月13日までであった。

## 2. SME 導入グループが中小企業向け IFRS に関する Q&A 形式での 2 つの指針案についてのコメントを募集 (2011 年 11 月 21 日)

SME 導入グループは、中小企業向け IFRS について、Q&A 形式による 2 つの指針案を公表した。これらの指針案は以下の項目を扱っている。

- 企業が IFRS 第 9 号の認識及び測定に関する基準の適用を選択することが可能かどうか。
- 子会社の処分時に累積為替換算差額のリサイクルは禁止されるか。

これらの Q&A のコメント期限は、2012 年 1 月 31 日までであった。

## 3. IASB が IFRS 第 10 号の経過措置ガイダンスの明確化を提案 (2011 年 12 月 20 日)

IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の経過措置を修正する公開草案「経過措置ガイダンス (IFRS 第 10 号の修正案)」を公表した。

この修正案の目的は、企業がどのような場合に IFRS 第 10 号を遡及適用する必要があるのかを確認することにより、IFRS 第 10 号の経過措置ガイダンスを明確化することである。この提案により、経過措置への負担が本来の意図よりも重いと考えていた一部の人の懸念が軽減されることとなる。

修正案の発効日は、IFRS 第 10 号の発効日と揃えることが提案されている。コメント期限は、2012 年 3 月 21 日までである。

## Ⅲ. その他の IASB 関連のプレスリリース

### 1. Elke König 氏が IASB の理事を退任 (2011 年 12 月 20 日)

IASB 理事の Elke König 氏は、2011 年 12 月 31 日付で、理事を退任する意向であることを発表した。König 氏は、退任後、ドイツ連邦金

融監督庁 (BaFin) の長官に就任することが予定されている。

この退任を受け、IFRS 財団の評議員会は、後任人事の検討を開始している。

## 2. 評議員会が IASB の理事 3 名を再任 (2012 年 1 月 24 日)

IFRS 財団の評議員会は、現職の IASB 理事 3 名の再任を発表した。

この再任により、Stephen Cooper 氏 (イギリス)、及び Wei-Guo Zhang 氏 (中国) はそれぞれ、2 期目 5 年間の任期に就く。任期はそれぞれ 2017 年の 8 月 1 日及び 6 月 30 日である。Paul Pacter 氏 (米国) は 1 期 2 年のみの任期を務める意向を以前に示していたが、後任者の指名が確定するまでに十分な時間を確保するため、追加的に 6 か月間の任期を受け入れ、任期は 2012 年 12 月 31 日までとなった。

評議員会は、IASB 理事の現在及び将来の空席を埋めるため、さらに 3 名の理事候補者探しを継続している。Elke König 氏 (ドイツ) は 2011 年 12 月に IASB 理事を退任しており、John Smith 氏 (米国) は、2012 年 6 月に最大限の任期である 2 期目 5 年の任期が満了となる。また、IFRS 財団の定款の改訂により、2012 年 7 月までに、IASB の理事を 16 名まで拡大することが予定されており、理事職の増員が予定されている。

## 3. IASB と FASB が金融商品の分類及び測定モデルにおける差異の削減に向け合意 (2012 年 1 月 27 日)

IASB 及び FASB は、それぞれの金融商品の分類及び測定モデルにおける差異の削減を目的として、共同で作業を行うことに合意した。

FASB においては、2010 年 5 月に公表された金融商品に関する会計基準改訂 (ASU) 案について、継続中の再審議の一環として議論さ

れる予定である。IASB においては、継続中の案件である保険契約に関する新たな IFRS の開発、及び特定の金融商品への IFRS 第 9 号「金融商品」の適用に対して受け取ったフィードバックの結果を考慮し、実施することが予定されている IFRS 第 9 号の限定的な修正プロジェクトの一環として議論される予定である。

両審議会はこれら主要な点について共同で検討を行い、IFRS 第 9 号及び US GAAP それぞれの改訂案を公表するかどうかについて決定する予定である。

## IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

### 1. デュー・プロセス監視委員会がデュー・プロセス監視に関する手順書のワーキングドラフトを公表 (2011 年 11 月 10 日)

評議員会のデュー・プロセス監視委員会はデュー・プロセス監視に関する手順書 (プロトコル) のワーキングドラフトを公表した。

この手順書は、デュー・プロセス監視委員会がデュー・プロセスの諸問題に関する職務にあたる際の作業指針とすることが意図されており、IASB のデュー・プロセス・ハンドブックに記載されている IASB の主要なデュー・プロセス手順を要約し、IASB が、デュー・プロセスを遵守しているかどうかを評価し、報告する際に役立つよう、IASB が使用すべき成果の測定方法を定義することを目的としている。

デュー・プロセス監視委員会は、デュー・プロセス・ハンドブックの強化案と共に、2012 年中に作業手順書の最終案を公表し、コメントを募集する予定である。

### 2. Michel Prada 氏を IFRS 財団評議員会議長に指名 (2011 年 12 月 12 日)

IFRS 財団の評議員会は、Michel Prada (ミ

シェル・プラダ)氏が評議員会の議長に指名されたことを発表した。同氏は、証券監督者国際機構 (IOSCO) の理事会及び専門委員会の前議長である。

同氏の指名に対する提案は、IFRS 財団の評議員会全員一致の支持を受け、その後、IFRS 財団モニタリング・ボードにより承認された。同氏は当初の3年間の任期を、2012年1月1日から務めることになる。

同氏はフランスの市場及び証券規制機関であるフランス金融市場庁 (AMF) 及びその前身団体の長官としての12年間において、投資家保護及びグローバルな基準に対して率直な意見を述べ、この期間には、IOSCO 理事会及び専門委員会の議長を務め、金融安定化フォーラム (FSF。現在は、金融安定化理事会 (FSB)) の創設時のメンバーであった。

また近年においては、同氏は、IASB と FASB による金融危機への取組みへの助言を目的に設置された、金融危機諮問グループ (FCAG) のメンバーであった。

同氏は、現在、国際評価基準委員会 (IVSC) の議長、国際金融規制諮問評議会 (CGFR) の共同議長を務め、金融規制国際センターの非常勤理事である。

### 3. Yong Li 氏及び Marco Onado 氏を IFRS 財団評議員に指名 (2012年1月3日)

IFRS 財団の評議員会は Yong Li 氏及び Marco Onado 氏の評議員への指名に関する発表を行った。IFRS 財団のモニタリング・ボードの承認を受けたこの指名は即日有効で、2014年12月31日までの任期となる。任期は1度の更新が可能である。

Yong Li 氏は、中国会計士協会の会長で、中国財政部の副大臣である。

Marco Onado 氏は、イタリア・ミラノの Bocconi 大学金融研究所の専任教授で、イタリ

ア証券取引委員会 (CONSOB) の前コミッショナーである。

### 4. 評議員会が IFRS 諮問会議のメンバーの更改を発表 (2012年1月10日)

IFRS 財団の評議員会は、2011年末のIFRS 諮問会議のメンバーの任期満了を受け、同会議のメンバーの任命及び再任を発表した。

諮問会議は評議員会及びIASBに対する正式な諮問機関である。2009年に評議員会は、基本的にはメンバーが諸機関を代表して職務に当たるように、諮問会議のメンバー構成を見直した。今般発表された新たなメンバーの任命及び再任は、2012年1月1日から有効で、諮問会議の継続性を強化し、規則的なメンバーの入れ替えを行うため、任期は1~3年である。

諮問会議議長の Paul Cherry 氏は、2年間の任期で再任された。同副議長の、Patrice Marteau 氏及び Charles Macek 氏については、それぞれ1年及び3年の任期で再任された。

### 5. IFRS 財団のエグゼクティブ・ディレクターに Yael Almog 氏を任命 (2012年1月23日)

IFRS 財団の評議員会は、IFRS 財団のエグゼクティブ・ディレクターに Yael Almog 氏を任命したことを発表した。Almog 氏は組織の日常業務の管理責任者となり、評議員会の職務支援の中心的役割を担う予定である。

Almog 氏は現在、イスラエルの市場規制当局であるイスラエル証券庁 (ISA) 国際部のディレクターである。

同氏の任命は、10年以上にわたりIFRS 財団に従事した後、米国に帰任した最高執行責任者 (COO) の Tom Seidenstein 氏の離任を受けたものである。Almog 氏は、評議員会議長及びIASB 議長に対し報告を行う。

## V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部、及びノーウォークで以下のとおり開催された。

- 通常会議（2011 年 11 月 1 日）
- 通常会議（2011 年 11 月 7 日）
- 通常会議（2011 年 11 月 15 日、16 日）
- 通常会議（2011 年 12 月 13 日～16 日、FASB との合同会議）
- 通常会議（2012 年 1 月 25 日～27 日）

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は 2011 年 11 月 3 日、4 日及び 2012 年 1 月 17 日、18 日にロンドンの IASB 本部で開催された（詳細については、本誌 150 頁の「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。）。

## VI. その他の IASB 関連会議

- 2011 年 11 月 8 日 世界作成者フォーラム (GPF) 会議 (ロンドン)
- 2011 年 12 月 19 日、20 日 新興経済グループ (EEG) 会議 (ニューデリー)
- 2012 年 1 月 13 日 IASB のアジェンダ・コンサルテーション 2011 に関する公開円卓会議 (シンガポール)
- 2012 年 1 月 24 日 リース・ワーキング・グループ会議 (ロンドン)
- 2012 年 2 月 22 日 資本市場諮問委員会 (CAC) との会議 (ロンドン)

また、IASB と FASB は投資企業に関して、公開の円卓会議を次のとおり開催した。

- 2012 年 2 月 17 日 トロント
- 2012 年 2 月 29 日 ロンドン